新見市指定給水装置工事事業者申請書類

１．指定給水装置工事事業者指定申請書

２．給水装置工事主任技術者免状の写し

３．機械器具調書（管の切断、加工、接合及び水圧テストなどに必要な器具）

４．機械器具調書へ記載した道具の写真（会社の写真も１枚添付）

５．誓約書

６．定款（原本証明してあること）

７．登記簿謄本（管工事、水道等が記載してあること。謄本証明してあること。）

８．住民票（個人の場合のみ）

９．事業所の平面図及び付近の見取図

１０．納税証明書

１１．従業員名簿

１２．給水装置主任技術者選任届出書（認定後１４日以内に提出すること）

※給水装置工事事業者指定手数料として、認定後に１万円が必要になります。

※更新期限は指定後５年間になります。